

一般財団法人あすなろ基金定款

第1章 総 則

(名称等)

第1条 この法人は、一般財団法人あすなろ基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県七尾市桧物町35番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、郷土愛に満ちた心豊かな人間、創造的に生き抜くたくましい人間、自ら学び考え課題を探求する力を持った人間など、ふるさとの未来を支える次世代を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付事業
- (2) ふるさと教育の環境整備のための支援事業
- (3) ふるさとの未来を支える次世代の育成事業
- (4) ふるさと教育を取り巻く課題の調査・研究とその解決に向けた支援事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に基本財産に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産とは、この法人の事業を行うために不可欠な財産で、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 理事は、基本財産を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分又はその全部若しくは一部を担保に供する場合は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決によるものとする。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算とみなす。

4 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度終了後3か月以内に監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のうち、第1号の書類については定時評議員会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

3 前項の書類は、主たる事務所に、定時評議員会の日から2週間前の日から5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(会計原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計慣行に従う。

第4章 評 議 員

(定 数)

第14条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任は、評議員会の議決により行う。

- 2 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意により解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。
- 3 増員により選任された評議員の任期は、他の在任評議員の任期の残存期間と同一とする。
- 4 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときには、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決によるものとする。

第5章 評 議 員 会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し

て、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集するときは、評議員に対し、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員において互選する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

(理事等の説明義務)

第24条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その議決に加わることのできる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項は評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会議に出席した評議員は、これに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 評議員会の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 役員

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法令上の代表理事、専務理事をもって法令上の業務執行理事とする。

(選任等)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の議決によって選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事及び監事は、この法人の使用人を兼ねることができない。

5 理事及びその配偶者又は 3 親等以内の親族その他当該理事と特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

(職務)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌握し、理事長に事故があるときはその職務を代理する。

4 理事長及び専務理事以外の理事は、理事会の決議に基づきこの法人の業務を分担執行する。

5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。

(4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(5) 第 3 号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。

(6) 前号に基づく請求を行った日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、理事会を招集すること。

(7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(8) 理事が、この法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(9) この法人が、理事との間の訴えを遂行するときに、この法人を代表すること

(10) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書につき監査し、監査報告書を作成すること。

(11) その他法令に定められた業務を行うこと。

(任期)

第 31 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された役員は、他の在任役員の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときには、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることできる評議員の3分の2以上の同意により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決によるものとする。

(取引の制限)

第34条 理事は次に掲げる取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示し、理事会の同意を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外のものとの間において、この法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の一部免除)

第35条 当法人は、理事、監事又は評議員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 評議員会の招集及び運営に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任する

ことができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が、法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第 35 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的及び招集の理由を示して招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第 39 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号により監事が招集する場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その請求のあった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、開催日の 1 週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第 42 条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第 43 条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用は、その理事は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会議に出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の同意により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 15 条についても適用する。

(合併等)

第 48 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の同意により、他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 49 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(剰余金)

第 50 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事 務 局

(事務局)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 財産目録
- (5) 役員等の報酬規程
- (6) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類等
- (7) 監査報告書

- (8) 評議員会議事録及び理事会議事録
(9) その他法令で定める帳簿及び書類
2 前条各号の書類等の備え置き及び閲覧等の期間は、法令の定めるところによる。

第10章 公 告

(広告の方法)

- 第54条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

第11章 附 則

(その他)

- 第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決によるものとする。

(設立者の名称及び事務所)

- 第56条 設立者の名称及び事務所は、次のとおりである。
名 称 あすなろ基金設立準備委員会
事務所 石川県七尾市桜物町35番地

(財産の拠出)

- 第57条 この法人の設立に際して、設立者が拠出する財産は、次のとおりである。
基本財産 現金10,000,000円
基本財産以外の財産 現金11,091,510円

(設立時評議員)

- 第58条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
三浦 光雄
八十田 至
山本 登紀男
山本 みのる

(設立時役員)

- 第59条 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。
理事長 大林 重治 (代表理事)
専務理事 竹田 徹 (業務執行理事)
理 事 鰻目 孝和
監 事 室屋 範夫

(最初の事業年度)

第 60 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 5 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日を事業年度の開始の日とする。

(法令の準拠)

第 61 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。